



中華民國 台灣投資通信

発行：中華民國 經濟部 投資業務処 編集：野村総合研究所 台北支店

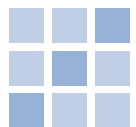
June 2007

vol. 142

今月のトピックス
健康照護創新服務計画
(健康・介護イノベーションサービス計画)
飛躍する台湾産業
風力発電産業(下)
台湾進出ガイド
台湾の会社法 台湾進出時のQ&A(1)

日本企業から見た台湾
～台湾世達志不動産顧問(股)有限公司
蔡岳翰総経理、金井由起子天母支店長インタビュー～
日本と変わらないサービスの提供を
台湾マクロ経済指標
インフォメーション

【今月のトピックス】



健康照護創新服務計画 (健康・介護イノベーションサービス計画)

台湾政府經濟部は行政院の策定した「科技化服務業旗艦計画(ハイテク化サービス業旗艦計画)」及び「2015年經濟發展ビジョン第一段階三年衝刺計画(2007～2009年)の産業發展方案」を受けて、2007年3月16日に「健康介護創新服務計画(健康・介護イノベーションサービス計画)」を公表した。本計画を通じて台湾の健康・介護サービス体系を早急に構築し、関連産業の發展も図る意向である。また、昨年度実施された「シルバー世代-U-Care旗艦計画」が重点にはしていなかった生活習慣病管理やシルバー世代の生活・娯楽に関する革新的なサービスが重点になっていることが注目される。今回は台湾のサービス産業において新しいビジネスチャンスと見られる「健康介護創新服務計画」を紹介する。

(一) 健康・介護産業に関連する方案

1. 健康・介護産業の位置付け

健康・介護産業は「2015年經濟發展ビジョン第一段階三年衝刺計画」において、新興發展産業として位置づけられている。そして、その対象とするものは健康介護サービス 介護用医療器具 保健食品(図1)に分けられる。今回紹介する「健康照護創新服務計画」は健康介護サービス(U-Care)を対象としたものであり、U-Care旗艦計画に含まれる。

2. 近年の健康介護産業関連方案

近年、健康介護産業について台湾政府が策定した方案は以下の通り。

- (1) 2002年:「介護サービス福祉及び産業發展方案」:在宅式及びコミュニティ式介護資源を充実し、在宅老化を可能とする。
- (2) 2004年:「老人住宅推進方案の民間参入」:高齢者に対する多数の選択肢を提供する。
- (3) 2006年9月:行政院は「大温暖社会福祉方案」を通過、「長期介護十年計画」を旗艦計画として進める。

- (4) 2006年10月:行政院の「2015年經濟發展ビジョン第一段階三年衝刺計画の産業發展方案」において、健康介護産業を新興産業發展として進める。

(二) 健康照護創新服務計画

1. 計画の背景

本計画の背景には、社会的な変化があり、台湾の人口構造が急速に高齢化していることがあげられる。これと同時に、日本と同様にライフスタイルの変化が生活習慣病の増加を引き起こし、ヘルスケアに関するニーズが急速に高まっている。

このような社会的な要請がある一方で、台湾の得意とする半導体や電子機器の新たな出口を探す、と言う産業上の要因もある。急速に發展するIT技術を、複雑化する健康介護に対するニーズのソリューションにつなげることが期待されている。

本計画では、健康管理及び高齢者向けサービスの多様化を図ることが目的であるが、これをハイテクの力をもって実現することが期待されている。



2. 申請資格

台湾の会社法によって設立された台湾法人が対象となる。また、学校法人や医療法人などと共同で本計画の申請を行うことも可能である。

3. 計画の内容

当該計画は二つのテーマに分けられ、詳細は以下の通り。

(1) 生活習慣病管理サービスと運営システムの開発構築或いはそのための先行企画計画

これは特定の生活習慣病を対象として、その健康管理のサービス提供システム及び医療や介護企業を統合するプラットフォームを構築し、サービスネットワークを提供するものである。

当該プロジェクトを適用した企業は、プロジェクト終了時まで、実際に2社以上の企業や機関などからの委託を受け、健康管理サービスを提供する必要がある。先行企画計画の場合は、プロジェクト終了時に、今後の具体的な運営モデルとサービスアプリケーションの状況レポートを提出する必要がある。

(2) 高齢者の生活・娯楽における新しいサービスの先行企画計画

高齢者を主たる対象として、介護サービスビ

ジョンを描く。また、ハイテクを利用して、各種の生活と娯楽のイノベティブなサービスと運営モデルを開発することにより、高齢者向けの新しいビジネスを作り出す。例えば、交通、レジャー、旅行、終身学習などの領域で各種の治療、リハビリ、介護等の機能を持たせたサービスなどを念頭においている。

これはプロジェクト終了時、完成した具体的な運営モデルとサービス報告の提出が必要となる。

(三) まとめ

近年、先進国の高齢化に伴い、医療介護が熱い注目を浴びている。台湾政府も積極的に健康介護産業関連の政策を定めている。健康介護の発展によって、他の関連産業(例:医療産業、サービス産業等)も発展する可能性もある。健康介護産業に関心や専門的な知識・技術を持つ企業は本計画によって、将来台湾の更なる経済発展の波に乗れる可能性がある。

(四) お問い合わせ先:

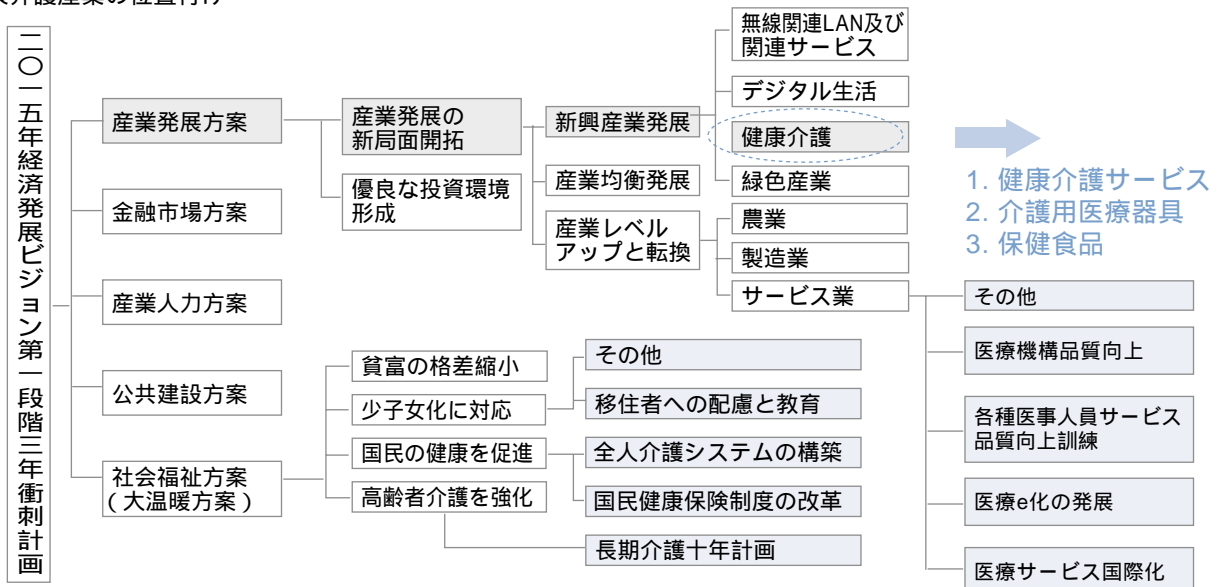
「經濟部技術処科技応用及びサービス計画事務所」

連絡電話:886-2-2341-2314

朱建芳(Ms.Chu)内線:517

洪文俊(Mr.Hung)内線:519

図1. 健康介護産業の位置付け



飛躍する台湾産業



風力発電産業(下)

先月は台湾における風力発電関連の目標と法令、業界の概況を紹介した。今回は設備概況及び関連優遇措置、洋上式風力発電、発電所設立の手続きを紹介する。

風力発電設備メーカーの動向

現在、台湾は風力発電設備の生産技術能力をすでに有している。大型風機に関しては発電機とタワーなどの主要モジュールが製造可能である。東元(TECO)は米国系メーカーGEから発電機を受注しており、また、タワーは、中国鋼鉄機械(China Steel Machinery) 台塑重工(Formosa Heavy Industries)が生産している(表1)。

これらのモジュールを統合する発電統合システムについては、行政院核能研究所(原子力研究所に相当)が現在、研究開発を実施している。発電統合システムでは25kWと150kW(中型風機)を中心とした研究開発を実施している。

小型風機では、金属工業発展研究センターと台湾電力が研究開発を実施中である。関連モジュールやパーツは台湾メーカーが自社生産しており、輸出も行っている。

洋上式風力発電の促進

台湾における発電事業はこれまで全て陸上風力発電であった。しかし、風力発電の適正地を開発するために、台湾政府は洋上式風力発電を今後の風力発電の重要発展項目と考えている。地質、海岸の試験及び研究を通じて、台湾電力は現在、彰化県、雲林県、澎湖県の外海など三つの海域を洋上式風力発電所として候補に挙げている。

彰化沖の外海では、台湾電力と永伝能源の二社が洋上式発電を計画している。台湾電力はコンサルティング会社に依頼し、環境分析をはじめ、地質データ分析、適切な風力機の選択などの研究を行い、900~1,000MWの目標容量を定め、2011~2013年に運転開始を計画している。一方、永伝能源はこのエリアで約400MWを目標容量として洋上式発電を計画している。第一段階で48MW、第二段階で300MWの予定である。

雲林沖の外海では現在、発電所の場所取得の段階にある。現在600MW以上を目標容量として計画している。2012年から2020年の間に段階的に商業運転する予定である。

澎湖沖の外海では、台湾電力が2011年までに台湾本島-澎湖本島間の海底ケーブルを繋げることを計画している。洋上式風力発電に関しては2016~2017年に商業運転する予定である。

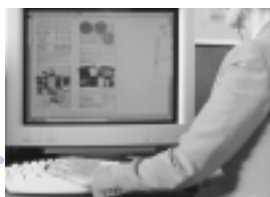
また、工業技術研究院は現在、嘉義沖の外海で測風タワーを設置している。これは実際に水深8メートルの海底を掘削して、地質データを得た後に設置した。

最近、經濟部能源局が発表した『離岸海域設置風力機組申設審核要点』(洋上式風力発電に関する法令)の草案が出来上がり、行政院(内閣府に相当)は近日中に本草案を通過させる予定である。通過後は、発電事業者の洋上式風力発電事業が実施可能になる。

風力発電事業及び関連産業に対する政府の取組について

經濟部能源局はエネルギー統括機関で、政策や法律などを策定する。「再生能源推動專案辦公室」(再生エネルギー推進室)は經濟部能源局に所属し、工業技術研究院と協力し、台湾の風力産業における全般的な状況を把握し、産業支援を行う。また、工業技術研究院にある能源環境所は、関連技術の研究と試験を実施する。

このほか、「台湾風能協会」(TWNWEA)は、工業技術研究院も参加し、風力発電関連政策の提案や関連情報の提供を通じて、総合的に風力発電産業を支援する。また、經濟部工業局が支援する「台湾風力設備産業連誼会」(TWTIA)は、関連設備の民間業者メンバーを中心に、風力発電設備メーカーの発展に重点を置く。



一方、風力発電設備メーカーに対しては、研究開発に関する優遇装置を台湾政府は用意している。これは經濟部技術処の「業界科専計画」及び經濟部工業局の「主導性開発」の二つのプロジェクトから助成金が提供される。

「業界科専計画」では、再生エネルギーに関して助成金を提供するプログラムがある。プロジェクトの内容により提供される助成金額は異なるが、台湾メーカー「源潤豊 (Yuan Jun Fong Casting)」は風機のハブ(Hub)を開発時に同計画の適用を受けている。

「主導性開発」では、經濟部工業局が全ての再生エネルギー関連設備メーカーを対象にして助成金を用意している。風力発電の場合、台湾メーカー恆耀 (Boltun)が小型風機の開発に際して本プロジェクトの適用を受けている。

発電所設立手順

最後に台湾における風力発電事業の実施手続きについて簡単に紹介する。以下三つのケースがある。

一、発電設備の設置

発電所は設置せず、単に自動発電設備を利用し発電する。現在は、企業用だけが利用可能で、個人による自動発電設備は開放されていない。申請

手順については、まず環境影響評価(EIA)を受けて(原則的に50MW以上必要)、能源局電力組から施工許可を取った後、風力発電設備を設置出来る。

二、発電所の設置

設立手順は会社設立 準備処設置 土地変更利用 正式商業運転 電業権獲得である。また発電機の総発電容量が50MW以上(約5~6本の風車)であると、環境影響評価が必要となるため、準備処設置前に環境影響評価を通過する必要がある。そして設立許可を得た後、施工許可を取り、発電所は正式に運転開始となる。

三、IPP入札

台湾政府によるIPP募集に応じて入札ができる。IPP 応札前に、台湾電力との送電レビュー、EIAのレビュー、地元政府の許可、土地使用同意書の入手、融資同意書(financial review)を事前に準備する必要がある。

まとめ

上記のような各政府機関と関連団体は海外メーカーに対し、台湾メーカーとの技術連携、台湾への誘致を積極的に進めていく方針である。先月号での目標と法令も含め、台湾政府は政策面での後押しを強化する。

表1 風力発電設備サプライヤー概要

計画名	技術能力	キーパーツ	代表メーカー
ブレードシステム	OEM	ブレード	先進複材 (ATECH Composites)、漢翔 (Aerospace Industries Development)
		キャストリング	中国鋼鉄機械 (China Steel Machinery)、源潤豊 (Yuan Jun Fong Casting)
伝動装置システム	OEM	歯車箱	台塑重工 (Formosa Heavy Industries)
電気システム	ODM	発電機	東元電機 (TECO)、大同電機 (TATUNG)
コンポジットシステム	OEM	タワー	中国鋼鉄機械、台塑重工
		ナセル	源潤豊、台湾正昇 (Taiwan Cheng Sheng)
コントロールシステム	OEM	-	漢翔、研華科技 (Advantech Taiwan)、新代科技 (SYNTEC)

お詫びと訂正：
先月号4ページ目に「永伝能源は彰化沖の外海で洋上式風力発電所を設置」と掲載致しましたが、「永伝能源は彰化沖の外海で洋上式風力発電所を設置する予定である」と訂正し、お詫び申し上げます。

出所) 經濟部工業局、工業技術研究院 (2007/04)

台灣進出ガイド



台湾の会社法 台湾進出時のQ&A (1)

今回は台湾の会社法についてご紹介する。また日系企業などが台湾進出時に必要となる会社法の基本をQ&A形式で解説する。

【質問1】会社法で規定されている会社組織にはどのようなものがありますか？

【回答1】会社法では、4つの会社形態が定義されている。その特徴は以下の通り。

	株式会社	有限会社	合名会社	合資会社
中国語名	股份有限公司	有限会社	無限公司	兩合公司
社員(株主)数	1名以上。但し個人のみであれば、2名以上	1名以上	2名以上	無限責任社員1名以上及び有限責任社員1名以上
社員の責任	出資額を限度とする有限責任	出資額を限度とする有限責任	無限連帯責任	無限連帯責任及び出資を限度とする有限責任
出資方法	現金、現物(=財産)、金銭債権、技術、のれん	現金及び現物に限る	現金、現物、信用、労務、その他権利	有限責任社員は、信用、労務は不可
最低資本	あり	あり	規定なし	規定なし
出資の移転	原則自由(定款で禁止することはできない)	1. 取締役の出資は、総社員の同意 2. その他は、社員の過半数の同意	総社員の同意	1. 無限責任社員は、総社員の同意 2. 有限責任社員は、無限責任社員の過半数の同意
意思決定機関	株主総会	1. 社員の過半数の同意(増資) 2. 総社員の同意(定款変更、合併、解散、減資)	1. 原則、各社員が単独決定 2. 例外的に社員過半数の同意、総社員の同意が必要	1. 原則、各無限責任社員が単独決定 2. 例外的に社員過半数の同意、総社員の同意が必要
業務執行機関	取締役会	各取締役(取締役会の設置はない)	原則:各社員 例外:定款に別途規定	無限責任社員
監査機関	監査役、検査役、取締役会	業務執行を行っていない社員	業務執行を行っていない社員	有限責任社員
対外的な代表	原則:代表取締役 例外:監査役	取締役、代表取締役	各社員(定款に記載ある場合は除く)	無限責任社員
組織の変更	他の形態の会社へ変更不可	株式会社への変更が可能	合資会社への変更が可能	合名会社への変更が可能

資料出所:2006年改訂版台湾ビジネスガイド(2006年8月現在)

勤業衆信会計事務所 Japan Service Group TEL: +886-2-2545-9988 E-mail: chloetai@deloitte.com.tw

横井雅史(Ext.6914) 横山憲夫(Ext.6949) 中辻一剛(Ext.3654)

日本と変わらないサービスの提供を

スターツ台湾は日本のスターツグループの100%子会社として、台湾で不動産事業を営む。

同社は不動産事業と不動産に関連する総合生活文化サービスを柱としている。日系の不動産会社としては最も早く台湾に拠点を設立した会社の1つであるスターツ台湾だが、台湾と日本の発展に不動産サービス業を通じて貢献している。今回は台湾世達志不動産顧問(股)有限公司の蔡岳翰総経理、金井由起子天母支店長にお話を伺った。



台湾世達志不動産顧問(股)有限公司
蔡岳翰総経理、金井由起子天母支店長

御社の概要と理念についてお聞かせください。

スターツでは不動産・建設・管理からレストラン、出版、旅行、物販業、証券業まで総合生活文化企業を目指しています。創業者でスターツグループCEOの村石久二が創業前に勤務していた大和銀行から独立し、1969年に創業したのが始まりです。創業当初から基本精神は人で、お客様の喜び、社員のやりがい、人ありきの企業経営がスターツの原点です。STATRSという会社名はお客様に新しい生活のスタートを提供し、自らも常に何か新しいスタートを切り続ける活性化集団であり続けることを念頭に名づけられました。またロゴマークでARが重なっていますが、これはSTAR(星=夢)とARTS(創造=実現)で、この星、地球を創造する企業であり続けると同時に夢を実現できる企業でありたいと願って、このロゴにしました。

台湾進出のきっかけを含めた海外事業展開についてお聞かせください。

創業者の村石は1944年生まれなのですが、自身が生まれる前に、父親を中国の武漢で戦争で亡くしました。そのため中国や近隣諸国等の海外には思い入れがあります。武漢に桜を寄贈したり、マラソン大会を計画したりもしています。海外拠点進出にお

いては1986年のスターツインターナショナルハワイの設立を皮切りに、2拠点目に台湾を選定し、1987年にスターツ台湾を設立しました。台湾拠点選定においては距離的に日本と近かったということだけでなく、親日的で、アジア人としてのメンタリティーを持っている台湾人に対して親近感を感じ、拠点進出しやすかったという理由がございます。今日では中国を中心としたアジア7拠点を中心に、アメリカ、ドイツ、オーストラリアにも拠点進出し、計14拠点を構えます。そして2020年には海外50拠点を目標としています。「海外でも不動産のことならスターツへ」をキャッチフレーズに幅広い海外ネットワークを持って、お客様のニーズにお応えしていきたいと考えております。

台湾での業務展開、業務の基本姿勢についてお聞かせください。

今年3月に天母支店を新たにオープンしました。これは日本人駐在員のご家族が多い天母において地域密着を強化し、また地元の大家さんとの関係強化を目的としたものです。天母店のオープンにより個人向けの賃貸、住宅セクションは主に天母へ、そして法人向けの店舗、工場等の住宅以外のセクションは元々の敦化北路のオフィスに残し、機能別に分け

日本企業から見た台湾

ることによって業務の効率化を図っています。基本姿勢は「お客様へ日本と変わらないサービスの提供を」をいつも念頭に業務しています。台湾においてスタートの看板を背負い、日本とレベルに差があるようでは恥ずかしいと何時も感じています。またここ台湾に20年間業務展開してきたノウハウを活かして、より高いレベルのサービスの提供をいつも心がけています。

台湾の不動産事情、制度の特性についてお聞かせください。

不動産事情ですが、特に台北においてですが、現在土地がどんどん少なくなってきていて、希少価値が高まっています。現在の注目されている地域は台北101のある台北市東部の信義区やハイテク企業の集まる内湖区周辺で、坪単価は60万台湾元以上と10年前のほぼ倍の値段になっています。これはバブル気味になっていると言っても過言ではありません。

不動産制度ですが、台湾は昔日本の植民地だったことから、水道、鉄道、戸籍制度、土地管理のシステム等のインフラ関係はその植民地当時の制度が基礎となっています。よって不動産制度においても日本の制度と似たところが多々あり、日本の慣行を理解していれば、比較的取り組みやすいのが現状です。1つ大きな違いを申し上げれば、土地の売買において日本ではお金を全額渡した後に名義の移転がなされますが、台湾においては取引額の30%に達した後に直ぐに名義の移転がなされます。理由は日本では名義移転をした翌年に増値税を申告しますが、台湾においては名義移転の前に増値税を払わなければならないためです。

台湾の業務においてご苦労なさっているのはどのような点ですか？

まず法人向けの店舗、工場探しの業務においてで

すが、日系企業では初めて海外進出なさる会社も少なくなく、多くの方々が日本国内において物件探しをされる感覚で物件をお探しです。例えば日系企業では責任者が自ら現場を見て物件を選定されることが多くありません。それにより決定までに時間がかかり、殆どの物件がそれまでに契約が間に合わず、もう一度一から物件探しをするという悪循環に陥ることがございます。

また個人向けの住宅の業務においては住んだ後のアフターフォローが挙げられます。居住された日本人の方々の要求度、スピードに台湾での業者が追いつかず、調整に苦労することが多々あります。

いずれにせよお客様のご要求に最大限にお答えするため、引き続きベストを尽くして調整して参りたいと考えております。

最後に今後伸ばしていきたい分野についてお聞かせください。

先ほども申し上げましたように今年3月に天母店をオープンさせておりますので、台湾において日本人向け住宅シェアNo.1を目指したいと考えております。またアジア地域を中心とした他の海外地域とも連携してお客様の転勤（例えば台北から香港等）に対しては何時でもスタートを使っただけのようにアピール活動をしてみたいと考えております。「海外でも不動産のことならスタートへ」をキャッチフレーズに「日本と変わらないサービスの提供」に引き続き努めて参りますので、何卒よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

台湾マクロ経済指標

年 月 別	国内総生産額		製造業 生産年増率 (%)	外国人投資 (千米ドル)		貿易動向 (百万米ドル)			物価年増率 (%)		為替レート		株 価 平均指数
	実質GDP (10億元)	経済 成長率 (%)		総金額	日本	輸出	輸入	貿易収支	卸売物価	消費者 物価	ドル	円	
2002年	10,319	4.64	9.39	3,271,747	608,107	135,317	113,245	22,072	0.05	-0.20	34.75	0.2930	5,225
2003年	10,681	3.50	7.40	3,575,674	726,072	150,600	128,010	22,590	2.48	-0.28	33.98	0.3179	5,161
2004年	11,338	6.15	10.52	3,952,148	826,929	182,370	168,758	13,613	7.03	1.62	31.92	0.3098	6,033
2005年	11,799	4.07	4.48	4,228,068	724,399	198,432	182,614	15,817	0.61	2.30	32.85	0.2795	6,092
2006年	12,351	4.68	5.04	13,969,247	1,591,093	224,017	202,698	21,319	5.64	0.60	32.53	0.2740	6,842
4月			5.67	236,647	30,803	18,795	16,421	2,374	3.31	1.23	31.91	0.2791	6,941
5月			8.72	898,540	11,009	18,921	18,212	709	6.58	1.58	32.02	0.2866	7,123
6月	2,961	4.70	5.77	301,379	42,748	18,094	16,869	1,225	8.78	1.73	32.40	0.2822	6,548
7月			7.60	1,396,386	54,558	19,576	17,771	1,804	9.19	0.79	32.76	0.2861	6,504
8月			5.52	541,688	144,468	19,373	18,157	1,216	9.10	-0.57	32.91	0.2806	6,552
9月	3,130	5.05	2.90	447,484	79,964	20,081	17,247	2,834	6.90	-1.23	33.10	0.2804	6,782
10月			2.13	1,897,846	228,823	19,840	17,486	2,355	5.76	-1.19	33.26	0.2825	7,029
11月			1.63	671,419	69,589	19,540	17,116	2,424	5.96	0.24	32.43	0.2791	7,267
12月	3,230	4.04	-2.17	2,068,914	748,525	19,606	16,678	2,928	6.38	0.67	32.60	0.2740	7,630
2007年			6.63	500,773	36,116	19,789	17,955	1,834	7.03	0.35	32.95	0.2714	7,815
1月			-4.73	437,900	9,782	14,900	12,674	2,226	6.75	1.74	32.95	0.2749	7,818
2月			0.91	569,895	94,367	19,762	17,546	2,216	7.50	0.84	33.09	0.2804	7,689
3月	3,156	4.15	3.14	155,486	28,560	19,831	18,357	1,474	7.83	0.67	33.28	0.2783	7,992
4月													

出所：中華民国經濟部統計処

インフォメーション・コーナー

台湾投資セミナー

概要

今回「ジャパンデスク」では台北駐日経済文化代表処経済組と共催で、7月18日と19日に大阪と東京にて「台湾投資セミナー」を開催する。日系企業の皆様に台湾経済の動向や今後の発展性、更に台湾進出の実務をご理解いただくため、台湾において日系企業進出サポートで実績のあるデロイト・トウシュ・マツ台湾事務所である勤業衆信会計事務所や野村総合研究所等の協力により、下記の内容で「台湾投資セミナー」を開催する(参加費無料、1社で複数名の参加も歓迎。)
下記のホームページより申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、野村総合研究所の受け付け窓口までFAXにてご返送ください。

詳細はこちらのホームページまで。 <http://www.japandesk.com.tw/>

開催日時

大阪：2007年7月18日(水) 13:30 ~ 15:40 (受付開始：13:00)
東京：2007年7月19日(木) 13:30 ~ 15:40 (受付開始：13:00)

お問合せ及び資料請求

- 余吉政(經濟部投資業務処 副処長)「2015年経済発展ビジョンについて」
- 杉本洋(野村総合研究所)「台湾の新たな発展の方向性」
- 横井雅史(勤業衆信会計事務所)「台湾の新たな発展のチャンスをつかむには～台湾投資の実務」

展示会場

大阪：大阪商工会議所 6階「白鳳の間」(大阪市中央区本町橋2-8)
東京：世界貿易センタービル WTC コンファレンスセンター3階 Room B(東京都港区浜松町2-4-1)

主催

台湾經濟部投資業務処

お問合せ及び資料請求

野村総合研究所 アジア中国事業コンサルティング部 杉本
TEL:81-3-5533-2709 FAX:81-3-5533-2724 E-mail:japandesk@nri.co.jp

ジャパンデスク連絡窓口
(日本語でどうぞ)

ジャパンデスクは、日本企業の台湾進出を支援するため、台湾政府が設置しています。野村総合研究所が無料でご相談にのります。お気軽にご連絡ください。

經濟部
投資業務処

台北市館前路71号8F

TEL: 886-2-2389-2111 / FAX: 886-2-2382-0497
担当：林貝真 ext. 216(日本語可)

野村総合研究所
台北支店

台北市敦化北路168号13F-E室

TEL: 886-2-2718-7620 / FAX: 886-2-2718-7621
担当：福島卓 ext. 26 / 凌瑞卿 ext. 33 / 何佳娟 ext. 23

野村総合研究所
アジア中国事業コンサルティング部

〒100-0005東京都千代田区丸の内1-6-5丸の内北口ビル

TEL: 03-5533-2709(直通) / FAX: 03-5533-2724
担当：杉本洋

● ジャパンデスク専用 E-mail:japandesk@nri.co.jp ● ホームページ <http://www.japandesk.com.tw>

個別案件のご相談につきましては、上記ジャパンデスク専用Eメール、もしくは野村総合研究所台北支店宛にお願い致します。